

1. 奨学生採用予定人数

高等学校・高等専門学校生 70名～90名程度

2. 奨学金給付額と給付期間

給付月額 60,000円

- 給付期間は、令和8年4月から最短修学年限の終期までです。
- ニビキ育英会の奨学金は、返済の義務は一切ありません。
- 看護科の本科3年・専攻科2年からなる5年一貫教育の場合は、奨学金の支給期間は原則5年間となります。  
ただし、看護専攻科への進級(進学)時に必要書類の提出など、所定の条件を満たす必要があります。  
詳細については、3年生の時に対象者へ改めて通知いたします。

3. 応募の資格

- 福岡県内に居住し、生活の本拠を有していること。
  - 住民票の住所が福岡県内であることを原則とします。
  - 出願時に福岡県内に居住していても、採用後に県外へ転居する予定である場合は応募の対象外です。
  - 国籍は問いません。
- 母に事実上の婚姻関係(内縁関係・事実婚含む)がない母子家庭の子であること。
  - 父子家庭は対象外です。
  - 交際相手と同居している場合は、事実婚となります。同居していなくとも、頻繁な定期的訪問かつ定期的な生計費の補助を受けているなど、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在するときには、事実上の配偶者がいることにかわりないので事実婚に該当します。
  - 両親との死別・離別、または両親の離婚が成立していない場合は、9～10ページを確認してください。
- 学業および人物が良好で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
  - 学業については、出身中学校における最終学年の学業成績全履修科目において、5段階評価の平均が3.5点以上であること。
  - 平均が3.5点未満の場合は、応募の対象となりません。必ず成績をご確認のうえ、ご応募ください。
- 令和8年4月に福岡県内の高等学校または高等専門学校へ進学し、現在第1学年に在学中の者。
  - 通信制・定時制の学校に在籍している生徒、およびすでに2年生、3年生の生徒は対象外です。
- 経済的理由により学資の支弁が困難であると認められる者。
  - 学資の支弁が困難とは、母の年収が年間500万円未満であることを条件とします。
  - 給与所得者であれば給与収入金額、給与所得者以外であれば所得金額、両方の収入があれば合計所得金額(総所得金額)が年間500万円未満であることを確認してください。

- 当会奨学生に採用された場合、当会奨学金と他の民間企業・団体が実施する給付型奨学金を併給(重複受給)しないこと。  
ただし、一部併給を認める奨学金もあります。下記の「1.併給(重複受給)について」を参照してください。  
なお、併願(複数の奨学金に申し込むこと)については、「2.併願について」を確認してください。

【他奨学金との併給(重複受給)と併願について】

1.併給(重複受給)について

併給不可	民間企業・団体が実施している給付型奨学金(返還義務がない奨学金)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校在学中に受給する奨学金は、継続給付・一時金を問わず併給不可です。 例：民間財団の奨学金、企業による「応援金」「入学祝金」など。</li> <li>・中学校卒業時や高校入学前に、民間団体から「入学準備金」や「お祝い金」などをすでに受け取っている場合は併給に該当しません。</li> <li>・高校入学後および在学中に上記奨学金を受給している場合は、当会奨学金を選択する際に他団体の給付型奨学金の辞退・返納が必要です。</li> </ul>
併給可	① 貸与型奨学金(返還義務がある奨学金)
	② 国・自治体が発行している奨学金(高校生等奨学給付金など)
	③ 生徒や保護者に現金が給付されるのではなく、学校に納付する入学金、授業料、施設費が減免される制度(高等学校等就学支援金、福岡県私立高等学校等学校納付金軽減補助金など)
	④ 学校独自の奨学金制度(特待制度、同窓会による奨学金など)
	⑤ 海外留学支援に関する給付型奨学金(※民間企業・団体の奨学金でも可)
	⑥ 日本学生支援機構の給付型奨学金(高等専門学校4～5年の奨学生のみ)

注 当会が「併給可」としている奨学金であっても、相手方の団体において「他の民間財団との併給不可」という規定を設けている場合があります。応募にあたっては、必ず双方の募集要項を確認してください。

2.併願について

他団体の奨学金との併願は可能です。  
ただし、当会が併給を認めていない他団体の給付型奨学金に内定した場合は、いずれかを選択していただきます。  
なお、第一希望の給付型奨学金が当会と併給不可の他団体である場合は、その選考結果が確定するまで、当会の内定を「保留」とすることが可能です。  
また、高校在学中に併給が認められていない他の給付型奨学金と、当会の奨学金を重複受給された場合は、奨学金の返納も生じますのでご注意ください。詳細については、内定時に改めてお知らせします。

※これらの条件は令和8年度採用の奨学生より適用され、令和7年度以前に採用された奨学生とは条件が異なります。